

## 付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

### 1 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

|                                       |   |   |
|---------------------------------------|---|---|
| 暦年課税分の贈与税額控除額<br>(相続税の申告書第1表の㉒の金額)    | ㉓ | 円 |
| 相次相続控除額<br>(相続税の申告書第1表の㉑の金額)          | ㉔ | 円 |
| 相続時精算課税分の贈与税額控除額<br>(相続税の申告書第1表の㉑の金額) | ㉕ | 円 |
| 小計の額<br>(相続税の申告書第1表の㉔の金額)             | ㉖ | 円 |
| 相続税額<br>(㉓+㉔+㉕+㉖)                     | ㉗ | 円 |

### 2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

|  |                                   |   |   |
|--|-----------------------------------|---|---|
| 算出税額<br>(相続税の申告書第1表の㉑又は㉒の金額)               | ㉘                                 | 円 |   |
| 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額<br>(相続税の申告書第1表の㉑の金額) | ㉙                                 | 円 |   |
| 合計 (㉘+㉙)                                   | ㉚                                 | 円 |   |
| 税額控除等                                      | 配偶者の税額軽減額<br>(相続税の申告書第5表の㉑又は㉒の金額) | ㉛ | 円 |
|  | 未成年者控除額<br>(相続税の申告書第6表の1の㉑又は㉒の金額) | ㉜ | 円 |
|  | 障害者控除額<br>(相続税の申告書第6表の2の㉑又は㉒の金額)  | ㉝ | 円 |
|  | 外国税額控除額                           | ㉞ | 円 |
|  | 計 (㉛+㉜+㉝+㉞)                       | ㉟ | 円 |
| 相続税額 (㉚-㉟)<br>(赤字の場合は0と記入してください。)          | ㊱                                 | 円 |   |

(注) 1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- (1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。
- (2) 「㉙」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。

なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉙」の金額には含みません。

- (3) 「㉛」又は「㉞」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉛」又は「㉞」の金額は、その譲渡益相当額となります。
- (4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉛」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。

なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉛」の金額が0になる場合を除きます。）。

- (5) 「㉟」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}} \right] \times \frac{\text{(特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額)}^{(※)}}{\text{譲渡した相続財産の譲渡価額}}$$

※ 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合は、「譲渡した相続財産のうち特例適用対象とならない部分に対応する収入金額」となります。

- (6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉘」、「㉙」又は「㉟」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

$$\begin{aligned} \text{イ「㉘」の金額} &= \left[ \frac{\text{相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額}}{\text{相続税の課税価格（「㉛」の金額）} + \text{（支払代償金）}} \right] \times \text{（支払代償金）} \\ \text{ロ「㉙」の金額} &= \left[ \frac{\text{物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「㉛」の金額）} + \text{（支払代償金）}} \right] \times \text{（支払代償金）} \\ \text{ハ「㉟」の金額} &= \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{相続税の課税価格（「㉛」の金額）} + \text{（支払代償金）}} \right] \times \text{（支払代償金）} \end{aligned}$$

## 2 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署にお尋ねください。